

個別規程 IIJ FiberAccess/Q サービス

令和6年6月1日現在
株式会社インターネットイニシアティブ

第1条(種類)

IIJ FiberAccess/Q サービスには、次の種類(以下この個別規程において「種類」といいます。)があります。

種類	内容
ビジネスタイプ	QTnet が提供する「BBIQ セレクト」中、「オフィスタイプ 100 メガコース」及び「オフィスタイプ 1 ギガコース」に対応した IIJ FiberAccess/Q サービス
スタンダードタイプ	QTnet が提供する「BBIQ セレクト」中、「ホームタイプ 100 メガコース」及び「ホームタイプ 1 ギガコース」に対応した IIJ FiberAccess/Q サービス

第2条(品目)

IIJ FiberAccess/Q サービスには、種類毎に、次の品目(以下この個別規程において「品目」といいます。)があります。

(1) ビジネスタイプ関係

品目	内容
1/256C	割り当てられる IP アドレスの空間の大きさが 1/256C であるもの
1/64C	割り当てられる IP アドレスの空間の大きさが 1/64C であるもの
1/32C	割り当てられる IP アドレスの空間の大きさが 1/32C であるもの
1/16C	割り当てられる IP アドレスの空間の大きさが 1/16C であるもの
1/8C	割り当てられる IP アドレスの空間の大きさが 1/8C であるもの
1/4C	割り当てられる IP アドレスの空間の大きさが 1/4C であるもの
1/2C	割り当てられる IP アドレスの空間の大きさが 1/2C であるもの

(2) スタンダードタイプ関係

品目	内容
1/256C	割り当てられる IP アドレスの空間の大きさが 1/256C であるもの
1/64C	割り当てられる IP アドレスの空間の大きさが 1/64C であるもの
1/32C	割り当てられる IP アドレスの空間の大きさが 1/32C であるもの

第3条(最低利用期間)

IIJ FiberAccess/Q サービスに係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ FiberAccess/Q サービス契約」といいます。)における最低利用期間は 6 ヶ月とし、その起算日は、課金開始日とします。

第 4 条 (IP アドレスの特定)

IIJ FiberAccess/Q サービスにおいて使用できる IP アドレスは、IPv4 アドレスとします。

2 契約者が IIJ FiberAccess/Q サービス契約において使用する IP アドレスは、当社が指定します。

3 契約者は、前項の IP アドレス以外の IP アドレスを使用して IIJ FiberAccess/Q サービスを利用することはできません。

第 5 条 (利用条件)

IIJ FiberAccess/Q サービスを利用するには、当該サービスの利用の申込と同時に当社が提供する IIJ 回線マネージメント/Q サービス(同じ種類に限ります)の利用の申込を行なうことが必要です。

第 6 条 (契約内容の変更)

契約者は、IIJ FiberAccess/Q サービスの種類及び品目を変更することはできません。

第 7 条 (ネットワークの接続)

当社は、当社が定める技術基準に従って、QTnet が提供する「BBIQ セレクト」の利用に係る光ブロードバンドアクセスと当社が IIJ FiberAccess/Q サービスを提供するために設置するネットワーク接続装置との接続を行います。

第 8 条 (品質保証)

IIJ FiberAccess/Q サービスにおいては、次の事項について品質を保証するものとし、その保証基準は別紙 1 の定めによるものとします。

(1) 遅延時間

2 前項の規定は、契約者が一般規程又はこの個別規程に定める契約者の義務に違反した場合及び前項の保証に対する違背が当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、適用しません。

第 9 条 (サービスの廃止)

当社は、QTnet が「BBIQ セレクト」の提供を終了した場合、IIJ FiberAccess/Q サービスを廃止します。

第 10 条 (解除の効力が生ずる日)

IIJ FiberAccess/Q サービスにおいて、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生ずる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生ずるものとします。

2 IIJ FiberAccess/Q サービスと同時に利用を申し込んだ IIJ 回線マネージメント/Q サービスが解除された場合には、同日に IIJ FiberAccess/Q サービスに係る契約も解除されます。ただし、当該解除日までの間に、新たに IIJ 回線マネージメント/Q サービスが申し込まれ、提供が開始されている場合にはその限りではありません。

第 11 条(料金)

契約者が、IIJ FiberAccess/Q サービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 2 のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務は IIJ FiberAccess/Q サービスの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

第 12 条(最低利用期間内解除調定)

IIJ FiberAccess/Q サービスがその最低利用期間の経過する日前に解除された場合(一般規程第 28 条(契約者の解除)第 2 項又は第 3 項の規定に基づき解除された場合を除きます。)には、契約者は、別紙 3 に定める金額を支払うものとします。

第 13 条(料金の減額)

当社の責に帰すべき事由により IIJ FiberAccess/Q サービスが全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。)が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時から連続して 24 時間以上の時間(以下「利用不能時間」といいます。)当該状態が継続したときは、当社は、契約者の請求に基づき、別紙 4 に定めるところにより IIJ FiberAccess/Q サービスの料金の減額を行うものとします。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

2 IIJ FiberAccess/Q サービスにおいて第 8 条(品質保証)に定める品質保証の違背が発生した場合は、当社は、別紙 4 に定めるところにより、IIJ FiberAccess/Q サービスの料金の減額を行うものとします。この場合において前項の減額と本項の減額とが重複するときは、当該減額の合計額は、月額費用の額をその限度額とします。

第 14 条(技術的事項)

IIJ FiberAccess/Q サービスにおける技術的事項は、別紙 5 のとおりとします。

附則

平成 17 年 4 月 1 日施行

この契約約款は、平成 17 年 4 月 1 日から実施します。

平成 17 年 11 月 1 日変更

この契約約款は、平成 17 年 11 月 1 日から実施します。

平成 18 年 12 月 1 日変更

この契約約款は、平成 18 年 12 月 1 日から実施します。

平成 20 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、平成 20 年 1 月 1 日から実施します。

平成 21 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、平成 21 年 4 月 1 日から実施します。

平成 24 年 12 月 1 日変更

この契約約款は、平成 24 年 12 月 1 日から実施します。

平成 25 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、平成 25 年 4 月 1 日から実施します。

平成 29 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、平成 29 年 8 月 1 日から実施します。

令和 6 年 6 月 1 日変更

この契約約款は、令和 6 年 6 月 1 日から実施します。

別紙 1 IIJ FiberAccess/Q サービスにおける品質保証 [第 8 条関係]

遅延時間

(1) 保証基準

当社の指定するネットワークセンタ間、データセンター間又はネットワークセンタとデータセンター間の平均遅延時間が、以下に示す保証値を 2 ヶ月以上連続して超えないこと。

区間	保証値
国内	25ms

備考

(1)国内区間とは、国内の全てのネットワークセンタ及びデータセンターと、東京、渋谷及び大阪の各ネットワークセンタとの間の平均遅延時間とします。

別紙 2 IIJ FiberAccess/Q サービスにおける料金等 [第 11 条関係]

1 初期費用

(1) IIJ FiberAccess/Q サービスの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

2 月額費用

(1) IIJ FiberAccess/Q サービスの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

別紙 3 最低利用期間内解除調定金 [第 12 条関係]

IIJ FiberAccess/Q サービスの種類及び品目に応じ、第 3 条(最低利用期間)の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 2 の 2.月額費用に定める金額

別紙 4 料金の減額 [第 13 条関係]

1 利用不能時の減額 (第 13 条第 1 項関係)

利用不能時間を 24 で除した数(小数点以下の端数は切り捨てます。)に月額費用の 30 分の 1 を乗じて算出した額を減額するものとする。

2 品質保証違背時の減額 (第 13 条第 2 項関係)

月額費用の 30 分の 1 を減額するものとする。

別紙 5 技術的事項 [第 14 条関係]

IIJ FiberAccess/Q サービスにおける責任分界点は、当社通信機器と QTnet の光ブロードバンドアクセスの相互接続点との接続点とします。